

改正案	現行
<p>記</p> <p>第1 2 実施者 実施主体は、上記1の対象者を使用する事業者又は当該事業者の委託を受け当該教育を行う安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）とする。</p> <p>3 実施方法 (1) 教育カリキュラムについては、別添「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。なお、別添は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等の教育に建設業における安全衛生責任者教育の科目を加えたものであり、既に修了した教育カリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。</p> <p>(2) 安全衛生団体等が職長・安全衛生責任者教育を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。 ① 平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者 ② 平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であつ</p>	<p>記</p> <p>第1 2 実施者 実施主体は、上記1の対象者を使用する事業者又は当該事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体等とする。 なお、平成13年度から本教育と労働安全衛生法第60条に定める職長等教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」について、建設業労働災害防止協会各支部、中央労働災害防止協会各安全衛生サービスセンター、各都道府県労働基準協会等において実施が予定されており、これらを活用するよう関係事業場に周知されたい。</p> <p>3 実施方法 (1) 教育カリキュラムについては、別添1「建設業における安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。 また、「職長・安全衛生責任者教育」を行う場合には、別添2「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」によること。</p> <p>(2) 教材としては「職長・安全衛生責任者教育テキスト」（建設業労働災害防止協会発行）、「安全衛生責任者の実務必携」（中央労働災害防止協会発行）又はこれらと同等の内容を含むものを使用すること。</p> <p>(3) 安全衛生団体等が「職長・安全衛生責任者教育」を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。 ① 平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座、安全衛生責任者教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）に示す「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者 ② 第177号通達記の3に基づき所定の科目を修了した者 ③ 第177号通達記の4(2)に示す者 ④ 第177号通達記の4(3)に示す2科目を受講した者 また、安全衛生団体等が「安全衛生責任者教育」を行う場合は、上記①から④に該当する者又は第177号通達に示す「安</p>

て、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講したもの
なお、事業者が実施する職長・安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

(3) (略)

全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者の中から講師を充てること。

なお、事業者が実施する安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

(4) (略)

別添1
建設業における安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施工サイクル 安全工程打ち合わせの進め方	1時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 作業中における監督指示の方法	1時間
作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 環境条件の保持 安全又は衛生のための点検の方法	2時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	2時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

別添
職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	

別添2
職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	

作業手順の定め方	2時間
労働者の適正な配置の方法	
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	1時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

作業手順の定め方 作業方法の改善 労働者の適正な配置	3時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督指示の方法	3時間
その他現場監督として行うべき労働災害に関すること 労働災害防止についての関心の保持 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 作業設備の安全化及び環境の改善の方法 環境条件の保持 安全又は衛生のための点検の方法	2時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	2時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全衛生管理計画 安全施工サイクル 安全工程打ち合わせの進め方	1時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

基 発 第 1 7 9 号
平成 12 年 3 月 28 日
改正 基 発 第 1 7 8 号
平成 13 年 3 月 26 日
改正 基発第 0512004 号
平成 18 年 5 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について

建設工事現場においては、請負契約関係にある事業者が同一の場所において相関連して一の仕事を行うことが多く、それぞれの事業者に雇用される労働者がこのような混在作業を行うことによって生じる労働災害を防止するためには、その現場全体を統括管理する体制が重要である。この統括管理体制を効果的に機能させ、建設現場の安全衛生水準の確保を図るためにには、元方事業者により選任される統括安全衛生責任者等のみならず関係請負人により選任される安全衛生責任者が管理監督者として適切に職務を履行することが肝要である。

一方、現場で直接労働者を指揮する職長の労働災害防止に果たす役割はますます重要となっており、このため、「労働大臣安全優良職長顕彰制度」も設けられているところであるが、安全衛生責任者には、このような職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく、安全衛生責任者としての職務をも的確に遂行する必要がある。

このようなことから、安全衛生責任者の資質の向上を図る必要があり、今般、建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育を下記第1のとおり推進することとしたので、標記の教育を実施する事業者及び安全衛生団体等に対して、必要な指導援助を行うよう努められたい。

なお、これに伴い、下記第2のとおり、関係通達の改正を行ったので了知されたい。

記

第1 建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育

1 対象者

建設業において、安全衛生責任者として、選任されて間もない者及び新たに又は将来選任される予定の者等とすること。

2 実施者

実施主体は、上記1の対象者を使用する事業者又は事業者の委託を受け当該教育を行う安全衛生団体等（以下「安全衛生団体等」という。）とする。

3 実施方法

（1）教育カリキュラムについては、別添「職長・安全衛生責任者教育カリキュラム」

によること。

なお、別添は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第40条に規定する職長等の教育に建設業における安全衛生責任者教育の科目を加えたものであり、既に修了した教育カリキュラムにおいて修めていなかった科目について受講すれば足りるものであること。

(2) 安全衛生団体等が職長・安全衛生責任者教育を行う場合は、次に掲げる者の中から講師を充てること。

- ① 平成13年3月26日付け基発第177号「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者
- ② 平成18年5月12日付け基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であって、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講したもの

なお、事業者が実施する職長・安全衛生責任者教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

(3) 安全衛生団体等が実施するものにあっては、一回の教育対象人員は50人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、受講者を15人以下のグループに分けて実施すること。

4 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

第2 関係通達の改正

平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」の一部改正

- イ 上記通達の別紙「安全衛生教育推進要綱」の2.(2)中⑤の次に「⑥安全衛生責任者」を追加する。また、3.(4)の次に「(5)安全衛生責任者に対する選任時の教育」を追加し、以下(5)を(6)に、(6)を(7)に、(7)を(8)に、(8)を(9)に、(9)を(10)に、(10)を(11)に、(11)を(12)に改める。
- ロ 上記要綱の別表中対象者欄の2.管理監督者の「(4)作業指揮者」の下に「(5)安全衛生責任者」の項目を追加し、種類欄に「選任時教育」を、実施時期欄に「新たに選任された時」を、教育内容欄に「当該業務に関する全般的事項」を追加する。
- ハ 上記要綱の別図教育の対象者欄中2.管理監督者の「作業指揮者」の下に「安全衛生責任者」を、就業時教育欄中「指名時教育」の下に「選任時教育」を追加する。

職長・安全衛生責任者教育カリキュラム

教 科 目	時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法) 2 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法) 2.5 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法) 4 時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置) 1.5 時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法) 2 時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者的心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項) 1 時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方) 1 時間

(注) 必要に応じて演習を行うこと。

参考

職長等教育及び職長・安全衛生責任者教育のカリキュラムの対応関係

教 科 目	職長等教育 (時間)	職長・安衛責任者教育 (時間)
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	〕 2	〕 2
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	〕 2.5	〕 2.5
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	〕 4	〕 4
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	〕 1.5	〕 1.5
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	〕 2	〕 2
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項		〕 1
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方		〕 1

(注) 必要に応じて演習を行うこと。